平成２２年（フ）第１２０９号
大阪府八尾市跡部本町４丁目４番16号、事業所所在地大阪府八尾市太田７―９
破産者　山田自動車こと山田こと　崔　　昌植
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８５号
大阪府枚方市高野道２丁目20番３―201号
破産者　山田　史子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６７号
大阪市此花区高見１丁目３番38―1006号
破産者　髙岡　由美
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６７７号
堺市北区新金岡町３丁５番10―204号、前住所大阪府松原市立部１丁目177番地の７
破産者　松本自動車こと　松本　修一
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
堺市堺区榎元町６丁３番10―306号、旧営業所所在地堺市堺区翁橋町１丁４番18号　ロイヤルパレスビル４階
破産者　オーガストこと　清水多美子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
大阪府富田林市向陽台２丁目22番16号203
破産者　星野美栄子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県伊丹市千僧５丁目91番地２―201号
破産者　藤田　英郎
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県川西市栄町27番３―205号
破産者　池　　誠祐
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県伊丹市池尻１丁目388番地コージーハイツ201号
破産者　長尾シールこと　長尾　隆司
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２８号
奈良県大和高田市東三倉堂町７―２松下方、住民票上の住所奈良県吉野郡下市町大字下市571番地の１
破産者　櫻本　忠明
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第２９号
奈良県大和高田市東三倉堂町７―２松下方、住民票上の住所奈良県吉野郡下市町大字下市571番地の１
破産者　櫻本るみ子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２０年（フ）第２５３号
鳥取県鳥取市上町163番地、開始決定時の住所鳥取県鳥取市秋里932番地１
破産者　片山　　博
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４４号
鳥取県鳥取市面影２丁目16番６号
破産者　小﨑　道宏
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４９号
鳥取県鳥取市下味野771番地３、旧住所鳥取県鳥取市吉成２丁目９番７号
破産者　岡本　美春
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７６号
佐賀県佐賀市諸富町大字大堂1871番地５、前住所佐賀県佐賀市末広２丁目13番29号
破産者　松尾　俊英
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
佐賀県佐賀市東佐賀町２番12号、申立時の住所佐賀県佐賀市唐人２丁目４番18号
破産者　片岡　　智
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２０号
熊本市画図町大字重富638番地50
破産者　村上　敏寛
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４１号
岩手県宮古市長根４丁目８番９号
破産者　白根　　匠
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第１３９号
仙台市太白区上野山２―31―７　レオパレスムーンヒルズ201号室
破産者　千田　佳彦
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係